

# みどりの保全モデル地区のご案内

指定地区：落合地域

指定期間：令和7年4月1日から令和14年3月31日までの7年間

新宿区みどりの条例第24条に基づき、緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区です。

モデル地区では、保護樹木制度(※1)と緑化計画書制度(※2)を活用し、樹木やまとまった緑地の保全をすすめていきます。



みどりの保全モデル地区指定区域

(※1)保護樹木制度とは、新宿区が大きな樹木、樹林及び生垣を残していくために設けた制度で、保護指定した樹木等について、区が維持管理費の一部を助成するとともに、事故等に備えて賠償責任保険に加入するなど、所有者の皆様が《みどりの文化財》として未永く育てていただけるように支援を行うものです。

モデル地区では、通常の助成制度のほか、通常は助成の対象とならない300m<sup>2</sup>以上500m<sup>2</sup>未満の樹林について6,000円の助成支援を行うことができます。

また、緑化計画書制度においては、算定方法の優遇を行うことができます。

(※2)250m<sup>2</sup>以上の敷地で建築行為等を行う際、みどりの条例に定める規模の緑化を義務付ける制度です。

詳細な条件については、下記にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕 新宿区みどり土木部みどり公園課みどりの係 03-5273-3924

## 施策内容

### 1. 保護樹木制度の助成における指定基準の拡充

種類	基準	年間の助成額	
		モデル地区	一般の地区
樹木	地上 1.5m の位置で幹周り 1.2m 以上	1 本目は 9,000 円、2 本目より 4,500 円	
樹林	500 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> まで 9,000 円、 それ以上 1,000 m <sup>2</sup> ごとに 4,500 円	
樹林	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満 (みどりの保全モデル地区内にあること)	6,000 円	なし
生垣	高さ 1.2m 以上で長さ 15m 以上	20m まで 900 円/m、 20m を超えたら 450 円/m	

※助成金の限度額は、1 所有者につき 90,000 円です

### 2. 緑化計画書制度(※2)における算定方法の優遇

モデル地区では、高木(高さ 3.0m 以上、幹周り 1.2m 以上)において一定条件を満たせば面積と延長を 2 倍で算定できます。

種類	モデル地区	一般の地区
高木(幹周り 1.2m 以上)の算定 (延長・面積)	2.0 倍の算定 ※一定の条件を満たす場合	1.3 倍の算定

## 参考：保護樹木制度のご案内

保護樹木等のそのほかの支援制度

### ●賠償責任保険の加入

保護樹木等の枝が折れたために通行人に怪我を負わせた場合や倒木によって隣接家屋の一部を損壊させた場合などは、区が加入している保険の対象になります。なお、所有者の家族や財産は保険の対象となりません。また、地震等の災害が原因の場合も対象となりませんのでご注意ください。

### ●緊急時等の維持管理の助成

強風等によって、保護樹木が倒れたり、枝折れした場合には、区が剪定等の処理を実施します。老木や巨木については、枯損や倒木による事故の可能性を軽減させるために樹木医による診断を行い、維持管理のアドバイス等を行います。

